

施設サービスに関する参酌標準について

－ 基本的な考え方 －

1. 施設サービスに関する参酌標準は、市町村が市町村介護保険事業計画において施設サービスの必要量の見込みを設定する際に参考とする標準であり、介護保険法116条に基づき厚生大臣が定めることとされている。

<参考> 介護保険法（抄）

（基本指針）

第116条 厚生大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 略

二 次条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第2項第1号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

2. 施設サービスに関する参酌標準においては、目標年度における、(1)施設サービスの利用者総数の見込みと、(2)施設種類ごとのサービス利用者数の見込みに関する考え方を示すこととなる。

(1) 施設サービスの利用者総数の見込みについては、高齢者人口に対する比率を基本としつつ、後期高齢者割合の状況を踏まえた補正を行う方法が考えられる。なお、今後の在宅重視の観点に配慮することも必要と考えられる。

<参考>①現行の市町村老人保健福祉計画作成指針における参酌標準

・特別養護老人ホーム 1%強

・老人保健施設 1%強

②医療計画における療養型病床群に係る整備目標（調べベースでの数）

・療養型病床群 0.8%程度

(2) 施設種類ごとのサービス利用者数見込みについては、全国的な状況を示す目安として、新・高齢者保健福祉推進十ヶ年戦略（新ゴールドプラン）の整備目標等を勘案し、3施設の概ねの割合を示すことが考えられる。

<参考>11年度整備目標（平成7年当時）

・特別養護老人ホーム 29万床

・老人保健施設 28万床（利用人員としては25万人）

・療養型病床群等 19万床（利用人員としては17万人）

3. 参酌標準は、市町村がサービス量の見込み設定を行う際にあくまでも参考であり、市町村はそれぞれの地域事情などを踏まえて実際の設定に当たるものである。

また、都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画において、老人保健福祉圏域ごとの施設の種類ごとの必要入所定員総数の見込みを定めることとなり、域内の各市町村と十分に意見交換を行い、市町村介護保険事業計画との整合性を図る必要がある。